

部長及び参事官
殿
所 属 長

人 材 発 第 9 7 号
令和 7 年 3 月 21 日
5 年保存（口訓）
本 部 長

高知県警察逮捕術訓練要綱の制定について（通達乙）
（概要）
逮捕術技能の修得に必要な訓練内容を定めたものです。